

規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十六号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二十号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。